

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる規程

北海道札幌聾学校

（目的）

第1条 教職員と児童生徒との連絡等に伴う事故の防止を目的とする。

（個人情報の定義）

第2条 対象者

この規程の個人情報の対象者は、本校児童生徒、保護者及び転校生とする。

第3条 当該情報

ここでの個人情報は、携帯電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）とする。

（個人情報の取得）

第4条 職員が自己の判断で個人的に児童生徒や保護者から電話番号等の個人情報を収集する際は、校務運営上必要な場合限り、必ず管理職員の許可を得た上で行う。

（個人情報の種類）

第5条 児童生徒や保護者から取得する情報は、携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限定する。

（個人情報の範囲）

第6条 個人情報を取得する対象の範囲は、担任する学級の児童生徒、顧問をする部活動の生徒とする。

2 職員が児童生徒や保護者に自己の電話番号等を提供する場合、校務運営上必要な場合に限り、情報の種類や提供先の範囲を明確にすること。

（個人情報の利用）

第7条 取得した電話番号等の個人情報は、その利用目的内で利用する。

2 教職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール」という）を用いた連絡については、授業、生活指導、部活、安全上の緊急連絡に限り、私的な連絡等を行わない。

3 児童生徒や保護者から、メール等を利用して、個人的な悩みなどについて相談があった場合、メールでのやりとりを行わず、複数の教員により直接面接を行う。

（個人情報の管理）

第8条 取得した個人情報は、第三者に漏えいしないように厳重に管理する。

（個人情報の提供）

第9条 取得した個人情報を第三者に提供してはならない。

2 個人情報の第三者提供は、提供の目的、提供先を明示して、本人・保護者の同意を得て行うものとする。

（個人情報の廃棄）

第10条 卒業等で、配信が不要になった場合には、直ちに廃棄するものとする。

附則 この規程は、平成27年7月1日から施行する。